第1章 「健康ふくい21」見直しにあたって

1 はじめに

国は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くため、平成 12(2000)年 3 月「21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)」を、また、親と子が健やかに暮らせる社会づくりを目指すため、平成 12(2000)年 11 月、「健やか親子 21」を策定しました。

本市においても、こうした国の 2 つの計画を踏まえ、平成 17(2005) 年 3 月「健康ふくい 2 1」を策定するとともに、平成 19(2007) 年度に計画推進の成果と制度改正等に応じた見直しをはかるため中間評価を実施しました。

また、この「健康ふくい 2 1」の計画期間は平成 24(2012)年 3 月までとなっていましたが、 国の 2 つの計画期間が延長されたことなどから、平成 23(2011)年 2 月、本計画期間について平成 27(2015)年 3 月まで延期することとしました。

ただし、中間評価から 4 年が経過することから、最終年度に向けこれまでの取り組みを踏ま えた健康づくりを推進するため、今回 2 回目の中間評価を実施しました。

2 「健康日本21」及び「健やか親子21」に関する動向及び主な法律改正

- 「健康日本21」の当初計画期間(平成22年度)が、平成20年度の医療制度改革に伴い2年間延長し平成24年度までとなった。
- 「健やか親子21」の当初計画期間(平成22年度)が、次世代育成支援対策推進法に基づき策定されている都道府県行動計画及び市町村行動計画における母子保健分野の課題も含めた内容となっており関連が深いことから、4年間延長し平成26年度までとなった。
- 平成17年度の医療制度改革に伴い、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、このことにより、75歳以上の老人医療が平成20年度から後期高齢者医療制度へ、また保健事業が健康増進法へ位置づけられた。更に、医療保険者(国保・被用者保険)は、新たに40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓型肥満に着目した特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられた。
- 平成19年4月 「がん対策基本法」が施行され、研究の推進や予防・早期発見の推進、医療水準の底上げ等、がん対策の一層の充実を図るための基本理念が定められた。
- 平成 20 年 1 月 「改正児童虐待防止法」が施行され、児童虐待防止に関して、保護命令制度の拡充(対象行為及び接近禁止命令の対象者の拡大等)や、市町村の責務が拡大された。
- 平成21年4月 「改正児童福祉法」が施行され、市町村に保健・医療・福祉・警察等地域の関係機関で構成される「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)が設置された。

3 中間評価の方法

「健康ふくい21」では、若葉世代 (0歳~14歳の親子)、青葉世代 (15歳~64歳)、紅葉世代 (65歳以上)の3つの世代に分け、世代ごと、かつ6分野 (生活習慣・栄養・身体活動・歯・タバコ・こころ)ごとに健康課題に応じた指標を設定していることから、今回の中間評価では、市民アンケート、各種統計資料等により、本指標における直近の値について調査を行うとともに、次の指標の達成状況に関する評価方法により評価を行いました。

また、その調査及び評価結果を基に、平成27年度までの取り組みの方向性を定めるとともに、 重点取り組みについてとりまとめを行いました。

指標の達成状況に関する評価方法

1. 目標値に達した 直近値が目標値に達したもの

A. 改善した

2. 目標値に達していない 直近値が目標値に達していないが、策定時と比較して改善し たもの

- 3. 目標の数値なし 目標値が設定されていないため上記のいずれにもあてはま らないが、改善したもの
- B. 変わらない

直近値が目標値に達しておらず、かつ、策定時と比較しても変わらないもの

C. 悪くなっている

策定時と比較して悪くなっているもの

D. 評価が困難

評価ができないもの